

議案第47号

日野町特別医療費助成条例の一部改正について

日野町特別医療費助成条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年6月11日提出

日野町長 裕田 淳 一

日野町特別医療費助成条例の改正が必要な理由と概要

1 改正理由と概要

国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部が改正され、老齢福祉年金の支給停止となる所得の額が見直されたことに鑑み、所要の改正を行う。

2 改正内容

特別医療費の交付の対象となる障がい者の所得の額の基準額を次のとおり改める。

扶養親族等の数等	基準額	
	現行	改正後
扶養親族等がないとき	1,595,000円	1,695,000円
扶養親族等の数が1人のとき	1,975,000円	2,075,000円
扶養親族等の数が2人のとき	2,355,000円	2,455,000円
扶養親族等の数が3人以上のとき	2,355,000円に扶養親族等のうち2人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額	2,455,000円に扶養親族等のうち2人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額

3 施行期日

令和3年8月1日

4 経過措置

改正後の日野町特別医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

日野町特別医療費助成条例の一部を改正する条例

日野町特別医療費助成条例(昭和48年条例第25号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>略</p> <p>別表(第2条、第3条関係)</p> <p>(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者であつて前年(当該医療を受ける日の属する月が1月から7月までの場合)にあつては、前々年。次号及び第3号において同じ。)の所得の額(地方税法第32条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第6項に規定する条約適用配当等の額の合計額(規則で定める者)であつては、当該合計額から規則で定める額を控除した額)をいう。次号及び第3号において同じ。)が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に</p>	<p>略</p> <p>別表(第2条、第3条関係)</p> <p>(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者であつて前年(当該医療を受ける日の属する月が1月から7月までの場合)にあつては、前々年。次号及び第3号において同じ。)の所得の額(地方税法第32条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第6項に規定する条約適用配当等の額の合計額(規則で定める者)であつては、当該合計額から規則で定める額を控除した額)をいう。次号及び第3号において同じ。)が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に</p>

規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて、次の表に定める基準額に満たないもの

扶養親族等の数等	基準額
扶養親族等がないとき	1,695,000円
扶養親族等の数が1人のとき	2,075,000円
扶養親族等の数が2人のとき	2,455,000円
扶養親族等の数が3人以上のとき	2,455,000円に扶養親族等のうち2人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額

略

規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて、次の表に定める基準額に満たないもの

扶養親族等の数等	基準額
扶養親族等がないとき	1,595,000円
扶養親族等の数が1人のとき	1,975,000円
扶養親族等の数が2人のとき	2,355,000円
扶養親族等の数が3人以上のとき	2,355,000円に扶養親族等のうち2人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額

略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年8月1日より施行する。

(経過措置)

2 改正後の日野町特別医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療費の助成については、なお従前の例による。